

大分市上下水道局インスタグラム動画制作等業務委託基本仕様書

1. 業務委託名

大分市上下水道局インスタグラム動画制作等業務委託

2. 業務目的

若い世代を中心とする市民へ、インスタグラムを通じて大分市上下水道事業の魅力を効果的に発信し、事業への認知・理解・好感を高めることで、将来の事業を支える担い手の確保につなげることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月17日(水)まで

4. 業務内容

(1) 動画制作

① 制作本数

6本以上(ショート動画形式)

② 規格・フォーマット

アスペクト比:縦型(9:16 / 1080×1920 ピクセル)

動画尺(長さ):1本あたり30秒以上

ファイル形式:MP4 形式

③ 制作フロー

企画、撮影、編集および納品の各工程においては、大分市上下水道局(以下「大分市」という。)と十分に協議のうえ、承認を得て実施すること。

④ 編集・演出

テロップ(字幕): 音声(ナレーション・出演者の声)を入れる場合は、消音(ミュート)再生時でも内容が理解できるよう、原則として全ての音声に対応するテロップを付与すること。

BGM・効果音: 動画のコンセプトに合った商用利用可能な音源を使用すること。

⑤ 投稿用文章等の作成

動画ごとに、インスタグラム投稿時に使用する投稿文(キャプション案)および検索用ハッシュタグ案を作成し、Word または Excel 形式で納品すること。

(2) インスタグラム広告の配信

大分市上下水道局公式インスタグラムに投稿している動画(本委託で制作したものを含む)または静止画について、インスタグラム広告の配信運用を行うこと。

① 広告配信費用の消化・管理

運用期間中における広告配信の実費(Meta 社等に支払う純広告費)は300,000円(税抜)とし、契約金額に含むものとする。なお、この300,000円の中に受託者の広告運用手数料等を含めてはならない。

※運用手数料等は委託料全体の内訳の中で別途計上すること

② 配信計画の調整と事前承認

広告配信の詳細については事前に大分市と協議の上、調整すること。

発信については、事前に大分市の承諾を得ること。

(3)投稿・公開運用

本委託において制作した動画の投稿作業および広告配信設定等は、すべて受託者が行うものとする。なお、動画の投稿日時や投稿文等の内容については、事前に大分市の承諾を得なければならない。

また、受託者は、大分市からログイン情報(ID・パスワード等)の提供またはアカウントへのアクセス権限(運用権限・広告管理者権限等)の付与を受けた場合、これらを厳重に管理し、第三者への漏洩、目的外利用および不正アクセスを防止するための適切な安全管理措置を講じること。

投稿内容については、公序良俗に反する表現や誤解を招く表現を避けるものとする。万が一、投稿内容に起因する炎上や、アカウントに関するセキュリティ事故(不正アクセス等)が発生し、またはその恐れが生じた場合は、直ちに大分市へ報告し、市の指示のもと速やかに適切な対応を講じなければならない。

(4)効果測定・レポート

本委託における効果測定を行い、毎月15日までに前月分の「月次レポート」を作成し、大分市へ提出すること。また、レポートには少なくとも以下の項目を含むこと。

- ・フォロワー数の増減
- ・インプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数(いいね・コメント等)
- ・属性データ(推定性別、年齢層等)
- ・広告配信結果(広告インプレッション数、クリック数、消化金額等)

5. 成果物および納品

(1)成果物

- ・完成動画(MP4形式) 6本以上
- ・投稿用文章(WordまたはExcel形式)
- ・テロップ・音源なし動画データ(MP4形式)
- ・月次レポート(毎月提出)

(2)納品形式・納期・検収

① 解像度および納品形式

動画の解像度は1080×1920ピクセル(アスペクト比9:16)とする。

ファイル形式は MP4 形式とする。

成果物および提出書類の納品は、ファイルサーバで納品する。

② 納期および検収

各制作物の具体的な納品期日は、大分市と協議のうえ決定する。

成果物の納品後、大分市は速やかに検収を行う。

検収において不備、誤字脱字、または修正指示が認められた場合、受託者は大分市が指定する期日までに修正を行い、再納品すること。

6. 権利関係

(1) 成果物の著作権

本委託において制作された動画(投稿文およびテロップ・音源なし動画データ等含む)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、納品をもって大分市に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。また、大分市は納品された動画を公式 HP や他 SNS、各種広報等で無償かつ無制限に二次利用できるものとする。

(2) 第三者の権利処理

撮影に際して必要な機材、スタッフ手配、ロケ地使用許可の取得、出演者(第三者)への同意取得(肖像権処理)等は受託者の責任で行うこと。これらの交渉・処理にかかる費用は委託料に含むものとする。

制作物に使用する音楽、素材(映像・画像等)については、著作権処理(使用許諾／ライセンス取得)を受託者の責任で行うこと。また、使用する音源や素材、出演者の契約等については、履行期間終了後においても大分市が無期限かつ無償で SNS 等に掲載・アーカイブ公開できる契約内容とすること。第三者との権利紛争が生じた場合の対応責任は受託者が負う。

7. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して、又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託する場合であっても、受託者は再委託先の行為及び結果について、すべて大分市に対し一切の責任を負うものとする。

8. 守秘義務および個人情報保護

(1) 守秘義務

受託者は、本委託の遂行上知り得た一切の情報(大分市から提供された資料、写真等を含む。以下「秘密情報」という。)を、大分市の事前の書面による承諾なく第三者に漏らし、又は本委託の目的以外に使用してはならない。本委託の履行期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。

(2) 個人情報保護

受託者は、「大分市個人情報の保護に関する法律施行条例」等に基づき、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9. 打合せ

本委託(動画制作・広告配信等)の実施にあたっては、必要に応じて大分市と受託者で協議・打合せを行うものとする。

10. 事故・損害への賠償責任

本委託の履行に関し、受託者の責めに帰すべき事由により、大分市又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

納品物に第三者の権利侵害、法令違反、又は事実と反する記載等があり、これにより大分市又は第三者に損害が生じた場合についても、前項と同様とする。

11. その他

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、又は本仕様書に定めのない事項については、大分市と受託者が協議のうえ決定するものとする。